

混ぜればごみ 分ければ資源

事業系ごみの分け方・出し方

Reduce:排出抑制

Reuse:再利用

Recycle:再生利用



目次

廃棄物の分類、事業者の責務	P 2
産業廃棄物の種類と具体例	P 3
事業系ごみの分け方・出し方	P 4, 5
リサイクル対象品目例	P 6
古紙の資源化にご協力ください！	P 7
製造業者・流通業者の方へのお願い	P 8
展開検査の実施	P 8
ごみ減量のための点検と確認	P 9
不法投棄等の禁止	P 9
津山市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧	P 10
津山再生資源事業協同組合加入業者一覧	P 10
事業系ごみのQ & A	P 11, 12

廃棄物の分類(事業系ごみとは…?)

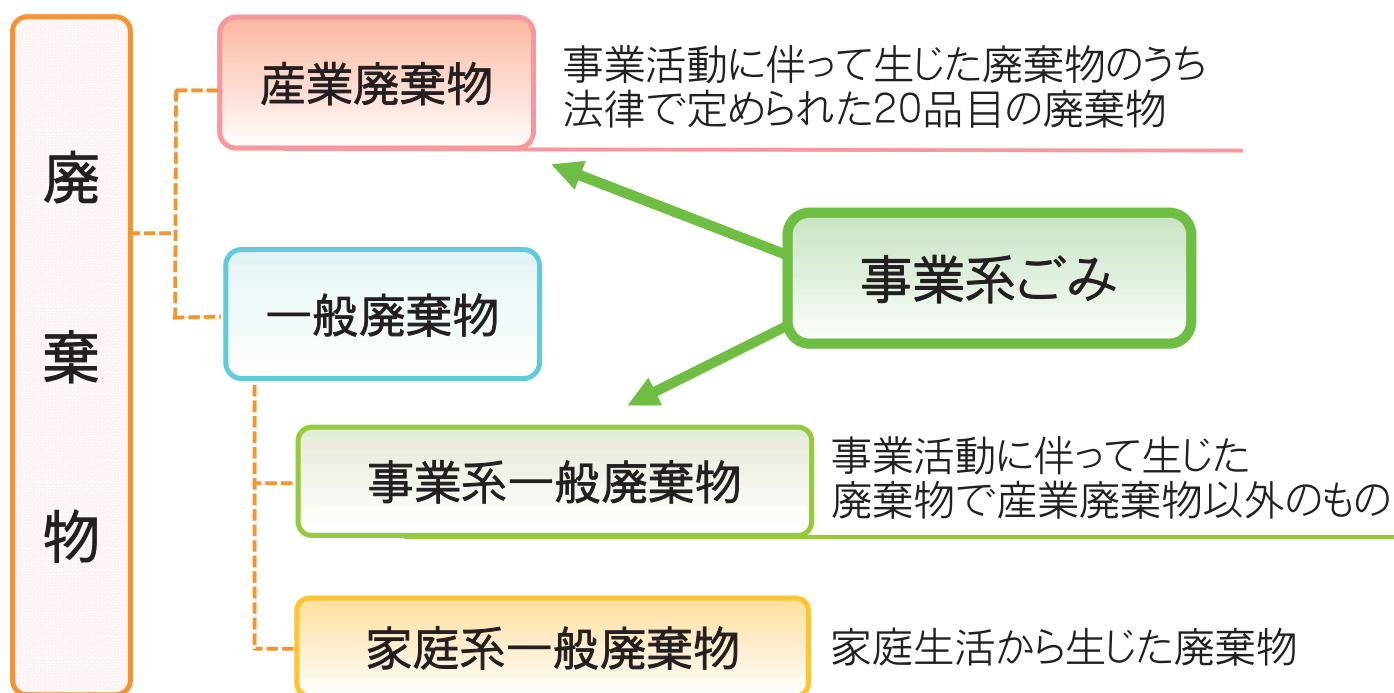
廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」で定義され、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」があります。

事業活動に伴って排出される事業系ごみのうち、「産業廃棄物」以外のものが「事業系一般廃棄物」です。店舗・会社・工場・事務所など事業活動から出るごみはすべて「事業系ごみ」です。

事業者の責務

事業者の責務については、「廃棄物処理法」第3条で「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と明確に定められています。

事業系ごみの処理については自己処理または産業廃棄物や一般廃棄物の収集運搬許可を受けた業者に委託して処理しなければなりません。



事業活動に伴って生じるごみは産業廃棄物か、事業系一般廃棄物に分けられるよ！
産業廃棄物も事業系一般廃棄物も家庭ごみに混ぜたり町内のごみステーションに出してはだめだよ！

産業廃棄物の種類と具体例

廃棄物を排出する業種が指定されているものがあるから注意しよう！



	種 類	具 体 例
①	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残渣
②	汚泥	工場廃水などの処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残渣、建設汚泥など
③	廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係る廃油など
④	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機廃酸類など、すべての酸性廃液
⑤	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液など、すべてのアルカリ性廃液
⑥	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物
⑦	紙くず(※)	紙くず、板紙など(業種指定)建設業(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたもの)、パルプ・紙・紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの)、出版業(印刷出版を行うもの)、製本業、印刷物加工業に係る紙くず及び板紙くずなど
⑧	木くず(※)	木くず、おかくず、バークなど(業種指定)建設業(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたもの)、木材または木製品の製造業(家具の製造業を含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業に係る木くず及びおかくずなど〔全業種〕貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む)
⑨	繊維くず(※)	木綿くず、羊毛くずなど(業種指定)建設業(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたもの)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係る木綿くずなど
⑩	動植物性残さ(※)	魚及び獣のあら、醗酵かすなど(業種指定)食料品製造業、医薬品製造業または香料製造業において原料として使用した動物または植物に係る固形状の不要物
⑪	動物系固形不要物(※)	(業種指定)と畜場において、とさつまたは解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物
⑫	ゴムくず	天然ゴムくず
⑬	金属くず	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くずなど
⑭	ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築または除去に伴って生じたものを除く)、耐火レンガくず、陶磁器くずなど
⑮	鉱さい	高炉、転炉、電気炉などの残渣、キューボラのノロ、粉炭かすなど
⑯	がれき類	工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートやアスファルト、レンガの破片、瓦くず、コンクリート等の混合物で分離できないものなど
⑰	動物のふん尿(※)	牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏などのふん尿(業種指定)畜産農業
⑱	動物の死体(※)	牛、馬、豚、めん羊、山羊、鶏などの死体(業種指定)畜産農業
⑲	ばいじん	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の焼却施設から発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの
⑳	その他	汚泥のコンクリート固形化、焼却灰の溶融固化など①～⑱までの産業廃棄物を処分するために処理したもの 輸入された廃棄物(航行廃棄物、携帯廃棄物を除く)

(※)指定された業種から排出されるものが産業廃棄物となります。

事業系ごみの分け方・出し方



産業廃棄物、事業系一般廃棄物はそれぞれ処理施設が異なるため混入は絶対にいけません！（津山圏域クリーンセンターでは産業廃棄物の処理はできません）

燃やすしかないごみ

☑業種指定あり

事業系一般廃棄物

生ごみ

カーボン紙など
リサイクルできない紙

リサイクルできない衣類、布類
(天然繊維のみ)

剪定した植木の枝や
葉、草、落ち葉

その他



* 生ごみは水分をよく切る

*  ←のマークがついていないもの

* 天然繊維は一般廃棄物、合成繊維(廃プラスチック類など)は産業廃棄物です
リサイクル可能な繊維類はリサイクルする

* 剪定した植木の枝は長さ50cm以下、太さ20cm以下に裁断する(土を落としてできるだけ乾燥させる)

* 紙おむつなどは汚物を取り除く

産業廃棄物

業種指定

- ☑食料品製造業などから排出される厨芥類は、産業廃棄物です。
- ☑工作物の新築、改築または除去に伴って建設業から排出される紙くずや木くずは、産業廃棄物です。
- ☑運搬用パレットや木材・木製品製造業、物品賃貸業などから排出される木くずは、産業廃棄物です。

廃プラスチック類

産業廃棄物

プラスチック製品

発泡スチロール、緩衝材、
バケツ、ヘルメット、
ビデオテープ、トレイ、
緩衝材、ファイル類など



合成ゴム製品

* 産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください

燃やせないごみ(金属・ガラス・陶磁器くずなど)

産業廃棄物

金属類

鍋、フライパン、
やかんなど

陶磁器・ガラス

コップ、皿など

小型電気製品

電話機など



* 産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください

* 金物(古銅などを含む)については、金属再生業者に処理を委託することも可能です。材質によっては有償で売却できる場合もあります。

危険・有害ごみ

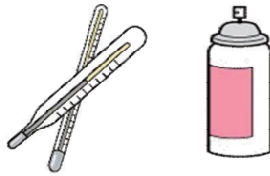
産業廃棄物

蛍光管

乾電池・充電式電池

体温計(水銀使用のもの)

スプレー缶



* 蛍光管：水銀使用製品産業廃棄物

* 乾電池・ボタン電池：金属・汚泥の混合物

* 小型二次電池(充電式電池)については、製造事業者などによる回収・再資源化が行われていますので製造メーカーや販売店、JBRCなどにお問い合わせください

* 水銀式体温計：水銀使用製品産業廃棄物

* スプレー缶：使い切ってリサイクル、または金属くず

* 産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください

粗大ごみ

事業系一般廃棄物

机、いす、棚など
(木製)



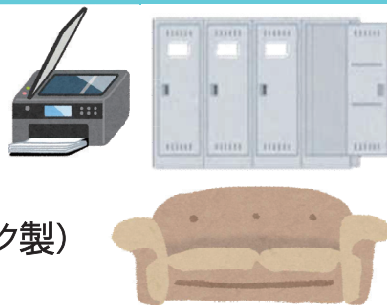
* **木製のものは一般廃棄物**、**金属製のものは産業廃棄物**です

* 木材・木製品製造業に係るものは産業廃棄物です

産業廃棄物

大型の電化製品

机、いす、ソファー、
棚、ロッカーなど
(金属製・プラスチック製)



* **金属製の粗大ごみ**は産業廃棄物です

* 家電リサイクル法対象品目は、産業廃棄物収集運搬許可業者に委託するか、自ら指定引取場所までお持ち込みください

事業系一般廃棄物の収集運搬について

- 収集運搬を委託する場合
津山市の一般廃棄物収集運搬許可業者については津山市のホームページで公開しています。



ホームページは
こちら

- 自己搬入する場合

津山圏域クリーンセンター 津山市領家1446(☎0868-57-8555)

受入時間:月～土曜日 午前8時～午後4時30分 (日曜日、1月1日から1月3日までは休業)

事業系ごみ処理手数料:77円/10kg (税込)

産業廃棄物収集運搬許可業者、処分業者について

美作県民局環境課(☎0868-23-1243)に問い合わせるか、
岡山県循環資源総合情報支援センターのホームページでご確認ください。

岡山県循環資源総合情報支援センター おかやま廃棄物ナビ



ホームページは
こちら

リサイクル対象品目例

リサイクル可能な紙類・衣類・布類

リ
サ
イ
ク
ル
対
象

段ボール

包装紙、ボール紙

紙パック

オフィスペーパー

新聞、雑誌

衣類、布類など



* リサイクル方法

- ① 一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する
- ② 古紙(古布)再生業者に収集依頼する
- ③ 自ら古紙(古布)再生業者に搬入する

* シュレッダー紙や機密文書もリサイクルできますので古紙再生業者にご相談ください

缶・びん・ペットボトル

リ
サ
イ
ク
ル
対
象

飲食用缶

飲食用びん

ペットボトル



* 再生資源業者または産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください

* 有償で売却できる場合もあります

* クリーンセンターに持ち込む場合、缶、びんは洗浄し、ペットボトルはキャップ、ラベルを外し洗浄してください

家電4品目

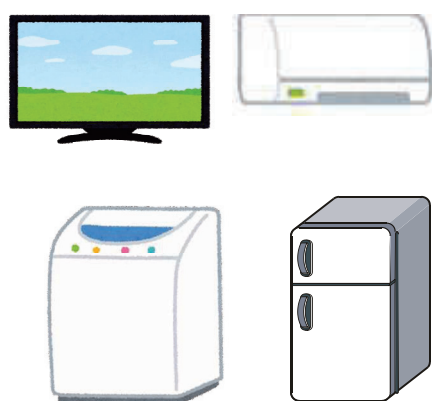
リ
サ
イ
ク
ル
対
象

テレビ

エアコン

洗濯機
衣類乾燥機

冷蔵庫
冷凍庫



* 事業所で使用していた場合でも、家庭用機器であればテレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫は、家電リサイクル法の対象となります

* 処分のしかた

- 購入店や買換えする店舗に引取りを依頼
- 「リサイクル券」購入後、産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託するか、自ら運搬し、指定引取場所に持込む

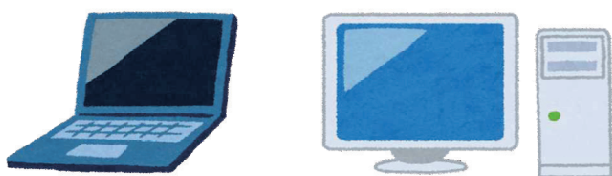
* リサイクル料金は機器によって異なりますので、家電リサイクル券センター(☎0120-31-9640)にお問い合わせください

* 指定引取場所

日本通運(株)津山指定引取場所 (☎0868-32-8824)
津山市神戸466(西大寺運送構内)

パソコン

リ
サ
イ
ク
ル
対
象



* 資源有効利用促進法により、家庭や事業所から廃棄されるパソコンはメーカーがリサイクルを行っています

* 回収方法や料金は各メーカーや一般社団法人パソコン3R推進協会(☎03-5282-7685)へお問い合わせください

古紙の資源化にご協力ください！

○リサイクル可能な古紙は資源化物です

事業所から出る古紙を一般廃棄物として廃棄していませんか？

古紙は資源化物です。古紙再生資源業者と相談して、リサイクルに努めましょう！

○機密文書もリサイクル可能です

機密文書やシュレッダー紙も溶解処理で安心してリサイクルすることができます。

古紙再生業者に対応可能か聞いてみましょう！

古紙リサイクルのための4STEP

STEP1

古紙発生量の把握

☆事業所内で発生する古紙の種類及び量を調べます。

☆その発生した古紙がどのように処理されているか、実態を把握します。



STEP2

古紙回収業者との相談

☆どんな古紙をどんな品種区分で分別収集するか、

回収業者や収集運搬業許可業者と具体的な相談をしましょう。



STEP3

古紙回収方法の検討

☆事業所でどのような回収システムを選択するか整理します。

☆回収ボックスに従業員各自が分別し、まとめた後、決められた回収日に回収業者などへ引渡すというのが一般的です。



STEP4

古紙回収の実施

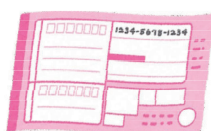
☆古紙の種類により製紙原料としての用途が異なりますので、分別をきちんとしておくことが大切です。



※この古紙はリサイクルできません！



食品残渣のついた紙



カーボン紙、ノンカーボン紙
(宅配便の伝票など)



感熱紙(レシートなど)



臭いのついた紙
(石けんや柔軟剤の包装箱)

その他

◆ろう段(ワックス付段ボール) ◆箔押しされた紙(金銀の折り紙など) ◆防水加工された紙(紙コップなど)
事前に古紙再生業者に確認しましょう！

製造業者・流通業者の方へのお願い

ごみになりにくい製品づくりを

12 つくる責任
つかう責任



- リサイクルしやすい製品やごみになりにくい製品の開発
- 再生原材料の使用
- エコマーク製品、グリーンマーク商品として認定される製品の開発
- 繰返し使える容器や詰替え商品の開発
- 捨てる時分別排出しやすいようにリサイクル識別マークなどを表示
- リサイクルしやすい単一原料を使用した製品の開発



ごみを増やさない販売活動を

- 過剰な包装は控え、ごみを増やさない販売を心掛ける
- 梱包・運搬材は簡素化し、再生材を使用する
- 店頭での資源回収の実施と充実に取り組む
- 再生原料で作った商品や環境にやさしい商品の販売に努める

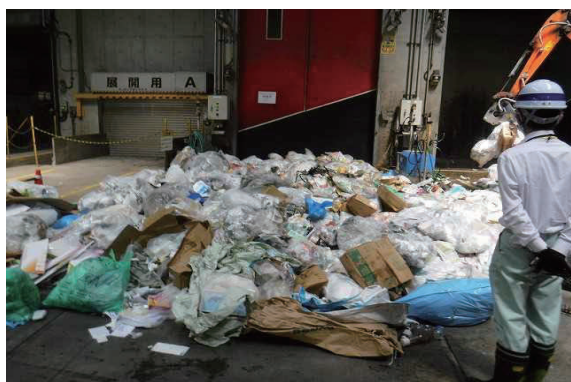
環境問題への配慮で企業のイメージもアップ！！



展開検査の実施

違反ごみ例

津山市と津山圏域クリーンセンターでは産業廃棄物や資源化物の可燃ごみへの混入を防ぐため、定期的に事業系ごみの展開検査を行っています。まだ分別が徹底されず、違反ごみがよく見つけられます。



混入しない
ように正しい
分別を行おう



ペットボトル
(資源化物)



廃プラスチック類
(産業廃棄物)



段ボール
(資源化物)

ごみ減量のための点検と確認

☑事業所全体のごみの量を把握する

事業所でどんなごみがどれくらい出ているのかを把握することが最初の一步です。

☑減量化できるごみの種類を考える

ごみを減らそうという考えで業務を見直しましょう。

☑資源化できるごみの種類を考える

紙はもちろん他にも資源化できるものがあります。



☑資源化・回収先を探す

分別ができれば再生資源業者に引き渡しましょう。

☑適正に資源化されているか再生資源業者に確認する

分別して資源化しているつもりがごみとして処分されていることはありませんか？再生資源業者に確認してみましょう。

ごみの量や種類について今一度
確認してみることが減量につながる第一歩！



不法投棄等の禁止

廃棄物の不法投棄や不適正処理は、法律により罰せられます。

なお排出事業者自らが不法投棄を行わない場合でも、処理委託を受けた者が不法投棄を行えば、排出事業者も責任を問われることがあります。



適正な処分が完了するまで排出事業者
にも責任があるんだね！

津山市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

業 者 名	住 所	電 話 番 号
(有)鶴山衛生センター	津山市小原52-1	0868-22-2300
(有)クリーン衛生処理センター	津山市横山1207-6	0868-35-0523
(株)ハヤシ産業	津山市小田中1446-14	0868-22-4556
(有)中央廃棄物処理センター	津山市八出602-3	0868-24-5355
(株)岡北建設	津山市高野本郷2095	0868-26-1380
(有)県北衛生センター	津山市横山1247-5	0868-22-7851
(株)廃棄物センター	津山市二宮870	0868-28-2051
(有)津山清美社	津山市高野本郷1683-1	0868-26-4661
永野産業	津山市川崎1370-2	0868-26-1524
松本研正	津山市八出587	0868-22-7367

津山再生資源事業協同組合加入業者一覧

業 者 名	住 所	電 話 番 号
(株)江見リサイクル	津山市小田中1097	0868-24-5288
(株)カナシマ	津山市皿618-1	0868-28-0621
末沢商店	津山市川崎820	0868-22-3778
全本金属興業(株) 本社工場	津山市瓜生原204-1	0868-26-8000
津山工業原料(株)	津山市草加部1170-22	0868-29-2333
(株)BAN	苫田郡鏡野町沢田393	0868-54-7788
(株)ヒラタコーポレーション	津山市戸脇1112	0868-57-9550
明和製紙原料(株) 津山営業所	津山市河辺1062-1	0868-26-5700

事業系ごみのQ & A

Q.事業活動とはどのような活動ですか？
その範囲を教えてください。

A.事業活動とは会社・店舗・工場・事務所などの営利を目的とする企業活動だけでなく、営利を目的としない公共的サービスなども含む広い意味での事業活動のことです。規模の大小に関わらず個人商店や店舗付き住宅のような小規模な事業所の場合でも、事業活動に伴って生じたごみは事業系ごみとなります。

Q.なぜ事業系廃棄物は市で収集を行わないのですか？

A.廃棄物の自己処理責任など事業者の責務が「廃棄物処理法」第3条で明確に定められています。また、「津山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第7条第1項でも、「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定めています。

○処理方法

- ①自ら処理施設へ持ち込む ②許可業者に収集運搬を委託する
- ③自己処理する

Q.事業系ごみを町内のごみステーションに出してもいいですか？

A.上記のとおり、事業系ごみは自らの責任において処分しなければなりません。また、町内のごみステーションは市が家庭ごみを収集するために地元町内会等が設置管理しているものです。そのため、事業系ごみを町内のごみステーションに出すことはできません。

Q.店舗付き住居で出たごみの分別方法はどうすればいいですか？

A.まず、事業系ごみと家庭ごみを分別します。事業系ごみは産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分別して、それぞれ適正に処理を行ってください。

事業系ごみのQ & A

Q.廃棄物の処理は許可業者に引き渡せば完了ですか？

A.「廃棄物処理法」第12条第7項で、事業者(排出者)は産業廃棄物の運搬または処分を委託する場合には、その発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。そのため、事業者は産業廃棄物の発生から処分が完了するまで、適正な処理が行われるよう、確認や必要な措置を行う責任があります。

Q.産業廃棄物と一般廃棄物の収集運搬は同じ業者に委託できますか？

A.産業廃棄物と一般廃棄物の収集運搬業の許可は別のものです。
産業廃棄物と一般廃棄物の収集運搬業について、両方の許可を持つ業者である場合は、同じ業者に収集運搬を委託することができます。ただし、廃棄物の分別は必要です。

Q.リサイクル可能な紙類はどのようなものがありますか？

A.主なリサイクル可能な紙類は、段ボール、コピー用紙などのOA用紙、新聞、雑誌、包装紙やボール紙などの雑がみがあります。リサイクルできない紙類は、ろう段(ワックス付段ボール)、伝票などのカーボン紙、レシートなどの感熱紙があります。リサイクルできる紙の種類については古紙再生業者にご確認ください。



お問い合わせ先
〒708-8501 岡山県津山市山北520番地
津山市環境福祉部環境事業課
TEL(0868)22-8255 FAX(0868)23-7055
(3R推進係 TEL(0868)32-2203)